

日行連発第1534号
平成31年3月22日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
法務業務部
部長 杉山 久美子

テレビ電話方式による定款認証制度について（周知）

「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令」の改正により、平成31年3月29日から一定の要件を満たす場合には、嘱託人が公証役場に行かなくても、テレビ電話で公証人の本人確認等を得ることにより、認証を受けることが可能となりました。

内容の詳細につきましては、別紙の資料及び日本公証人連合会ホームページ (http://www.koshonin.gr.jp/business/b07_4#newteikan) をご確認ください。なお、手続きの一部については本年9月末までの経過措置（別紙資料3頁参照。）もありますので、ご注意ください。

各単位会におかれましては、会員への周知等にご協力くださるようお願いいたします。

また、要望があれば各地の公証役場が単位会に対し説明を行う旨、日本公証人連合会から伺っております。

別紙：（日本公証人連合会作成）テレビ電話による電子定款等の認証手続について（士業者方への説明メモ）

※日行連ホームページの会員専用サイト（連 con）でも周知いたします。

以上

平成31年3月14日
テレビ電話による電子定款等の認証手続について
(士業者方への説明メモ)

第1 はじめに

平成31年3月29日(金)から、一部の電子定款(電子私署証書を含む。以下同じ。)について、オンライン申請を行う嘱託人が、公証役場に出向くことなく、テレビ電話を使用して、公証人と面談し、身分確認を受けるなどすることにより、その認証を受け、認証された定款データを自らのパソコンのオンライン申請システムで受け取ることが可能となります。ただし、テレビ電話による認証を行うためには、一定の条件(後記第3の2参照)がありますので、御留意ください。

なお、昨年11月30日(金)に施行されたFATF対応の新たな定款認証手続は、株式会社等の定款認証に不可欠のものです。今回のテレビ電話による電子定款の認証は、飽くまでも選択肢が広がるというものであって、これによらなければならないというものではなく、これまでどおりの方法により電子定款の認証を受けることでも一向に差し支えありません。

なお、これに関連して、利用者の便宜を図るため、全国の全ての公証役場において、ホームページが開設されるとともに、電子定款及び電子私署証書について、予約申込みシステムにより認証日の予約を申し入れることもできるようになります(後記第6参照)。

第2 閣議決定と改正省令

1 閣議決定「未来投資戦略2018」

平成30年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」(以下「閣議決定」という。)には、「株式会社の設立手続に関し、一定の条件の下、本年度中にテレビ電話等による定款認証を可能とし、平成32年度中に、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24時間以内に設立登記が完了する取組を全国実施すること」が盛り込まれています。

したがって、株式会社のオンライン(添付書面も全てペーパーレス)による設立手続(電子定款認証+設立登記)の大幅な迅速化のため、電子定款の認証において、一定の条件の下(後記第3の2参照)、次の事項を実施することになります。

(1) 平成30年度中の実施

閣議決定では、本年度（平成30年度）中に、テレビ電話等による定款認証を可能とすることが指示されています。

したがって、平成31年3月29日（金）から、テレビ電話による電子定款の認証が開始されます。

(2) 平成32年度中の実施

閣議決定では、平成32年度中に、株式会社について、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を行うことによって、24時間以内に電子定款の認証とともに設立登記が完了する「スーパー・ファストトラック・オプション」を提供できるようにすることが指示されています。

したがって、平成33年3月31日（水）までには、①嘱託人は、公証人に対する電子定款のオンライン申請と同時に、全てペーパーレス化された登記申請書類を法務局に直接送信して登記申請を行い、②公証人は、電子定款の認証手続をテレビ電話で行い、定款データそのものを法務局に直接送信し、③法務局は、嘱託人のオンライン申請から24時間以内に、公証人から送信を受けた定款データと合わせて登記の審査を行い、登記手続を終了させることの実施が予定されています。

2 改正省令の本年3月29日施行

前記閣議決定を受けて、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令が、本年3月5日に公布され、同月29日に施行されます（以下「改正後の省令」という。）。

この改正後の省令により、一部の電子定款について、一定の条件の下（後記第3の2参照）、テレビ電話により認証を行うことが可能になります。

第3 テレビ電話の導入のポイント

1 テレビ電話による認証の対象

株式会社、一般社団法人、一般財団法人及び各種法人の全ての電子定款の認証はもとより、電子私署証書の認証も、テレビ電話による認証の対象になります。

これは、閣議決定では、「株式会社の設立手続に関し」とされていましたが、改正後の省令では、株式会社に限定せず、「認証の付与の嘱託に係る電磁的記録に記録された情報」と定めているからです（第9条第6項）。したがって、改正後の省令では、電磁的記録の認証に関するものとして、電子定款のみならず、電子私署証書の認証も、テレビ電話による認証が可能

となりました。

2 テレビ電話による認証の条件

テレビ電話の対象となる電子定款（電子私署証書を含む。以下同じ。）は、次のいずれかの条件を満たすことが必要です。

① 発起人等（発起人、設立時社員その他法人を設立する者又は電子私署証書の作成者をいう。以下同じ。）が、電子定款に電子署名をして、囑託人として、自ら電子定款をオンライン申請する場合

② 発起人等が委任状に電子署名をし、定款作成代理人（士業者）が、囑託人として、この委任状と一緒に、自ら電子署名をした電子定款をオンライン申請する場合

これは、閣議決定において、「一定の条件の下」とされていることによるものであり、改正後の省令においても、「認証を受けようとする情報と併せて提供しなければならないものが電気通信回線（オンラインのこと）により指定公証人に送信して提供されている場合」と定め、この点を明記しています（第9条第7項）。

3 発起人等の委任状に関する経過措置

本年9月末ころには、電子公証システムの改修により、定款作成代理人（士業者）の作成に係る定款と発起人等の作成に係る委任状を二つの別々のPDFにして、同時に電子公証システムに送信することができるようになります。

しかしながら、本年3月29日までには、このシステム改修が間に合わないため、本年3月29日から本年9月末ころまでの間は、経過措置として、定款作成代理人（士業者）の作成に係る定款と発起人等の作成に係る委任状を二つのPDFにするのではなく、別紙「PDFイメージ図」（定款が1頁目から7頁目まで、委任状が8頁目）のように、これを一体化し、一つのPDFにしてオンライン申請することを認める取扱いをすることにしました。

これは、士業者団体からの要望を考慮し、士業者を含めた利用者の便宜のために、経過措置として、柔軟な対応をとることにしたものです。

したがって、システムが改修された以降（本年10月からの見込み）は、電子署名をした委任状と電子署名した電子定款は、別々のPDFとして送信してもらうこととなります。

4 テレビ電話のソフト

テレビ電話は、日公連が契約した業者である FacePeer株式会社による「FaceHub（フェイスハブ）」というテレビ電話ソフトを全国の公証役場に一齐に導入して行います。ちなみに、士業者等の嘱託人には、費用は一切かかりません。

テレビ電話ソフト「FaceHub」は、そのシステムの中においてのみ通話が可能であり、しかも、その都度、公証人が嘱託人にテレビ電話使用のための一体となったアドレスを送信するだけで、通話は終了することになることや、個人情報保護のためのセキュリティ、本人確認の確保の点等を考慮し、日本公証人連合会では、このソフトを導入することにしました。

したがって、SkypeやLINE等の他のソフトでは、公証人が対応できないことを御理解ください。

第4 テレビ電話による認証手続

1 テレビ電話による認証までの準備

テレビ電話による認証を受けるまでに、次のような準備が必要です。

- (1) オンライン申請をする嘱託人は、テレビ電話を利用できるインターネット環境と、パソコン又はスマートフォンを有していることが必要です。パソコンの場合にはGoogle Chromeブラウザを、スマートフォンの場合にはFaceHubアプリを事前にインストールしておいてください。
- (2) 事前に、認証を受けたい定款の案、実質的支配者となるべき者の申告書、本人確認資料等をメール、ファックスその他の方法で公証役場に送り、定款の内容等の事前調査を受けてください。

なお、テレビ電話による認証を希望する場合には、この事前確認の際に、その旨を公証人に申し出ていただくと、以後の手続がスムーズに行われます。

- (3) 上記(2)の手続を経て、定款認証が可能な状態になった場合には、嘱託人は、公証人に対し、テレビ電話による認証を希望する日時を予約してください。

なお、テレビ電話の場合には、認証を行うために、公証人からテレビ電話用のURLを嘱託人に送信する必要がありますので、公証人が嘱託人のメールアドレスを知らないときは、メール又は公証役場のホームページにある予約申込みシステムを利用して、認証日時の予約の申込みをしてもらうと便利です。

- (4) 上記(3)の予約申込みに対し、公証人が、予約日時を決定してその旨の連絡をするとともに、テレビ電話のURLを嘱託人に送付します。
- (5) 嘱託人は、予約当日までに、認証を受ける電子定款のオンライン申請をしてください。

2 テレビ電話による具体的な認証手続

テレビ電話による認証の具体的な手続は、次のとおりです。

なお、日本公証人連合会のホームページにおいても、テレビ電話による認証手続のQ & Aを掲載します。

- (1) 嘱託人は、予約日時に、パソコン又はスマートフォンを利用して、公証人から送られてきたURLをクリック又はタッチすると、公証人が起動中のテレビ電話とつながります。
- (2) テレビ電話がつながることによって、嘱託人と公証人が音声と映像による会話が可能となり、嘱託人が電子署名をした電子定款に相違ないかなどの確認が行われます。
- (3) 嘱託人が人違いでないことの確認のため、嘱託人は、顔写真付きの公的機関発行の身分証明書（例えば、①運転免許証、②旅券、③個人番号カード（マイナンバーカード）、④住民基本台帳カード、⑤在留カード等の本人確認資料）をテレビ画面に提示してください。
- (4) 公証人は、嘱託人の顔写真、身分証明書の写真等のデータをビデオキャプチャして、公証役場のパソコンのハードディスクに保存します。テレビ電話による認証に必要な手続ですので、御了承ください。
- (5) 公証人は、認証できると判断したときは、電子定款の認証を行い、認証した定款データ（これまでCD等に記録して認証のために公証役場を訪れた嘱託人等に交付していたデータ）を法務省の登記供託オンライン申請システムのサーバーに送信し、認証手続を終えます。これにより、嘱託人は、いつでも自らのパソコンにこれを取り込むことができますようになります。
- (6) 嘱託人は、自らのパソコンにより、この定款データ（3個のファイルが格納された登簿管理番号記載のデレクトリ）を自らCD等に記録し、これを法務局に提出して登記申請を行うこととなります。

3 テレビ電話に出ることができる人

- (1) テレビ電話に出ることができるのは、次の者のみです。

- ① 発起人等が、電子定款に電子署名をして、囑託人として、自ら電子定款をオンライン申請する場合には、囑託人である発起人等のみ
 - ② 発起人等が委任状に電子署名をし、定款作成代理人（士業者）が、囑託人として、この委任状と一緒に、自ら電子署名をした電子定款をオンライン申請する場合には、囑託人である当該定款作成代理人（士業者）のみ
- (2) 定款作成代理人（士業者）である囑託人が、その従業員や発起人等をいわゆる復代理人にして、同人らを囑託人に代わってテレビ電話に出させて、認証を受けることはできません。

これまでのように、認証を受けるために公証役場に出向く場合には、いわゆる復代理人による認証の必要性や合理性が認められますが、テレビ電話による認証では、囑託人がその場に居ながらにして認証を受けることができるので、テレビ電話で囑託人本人と直接対面して確認や聴取をすることをせずに、いわゆる復代理人が囑託人本人に代わってテレビ電話に出ることを認めるのは、この制度が認められた趣旨から適当ではないからです。

【特に留意していただきたい事項】

ア 認証した定款データの送信の経過措置

テレビ電話による電子定款の認証を行った場合を選別し、これに限定した上で、認証した定款データを法務省の登記供託オンライン申請システムのサーバーに送信することができる電子公証システムの改修は、本年3月29日には間に合わず、本年9月末ころに実現できる予定です。

したがって、本年3月29日から本年9月末ころまでの間は、システム改修の途中段階として、テレビ電話の利用の有無にかかわらず、認証した全ての電子定款のデータが登記供託オンライン申請システムのサーバー（囑託人）に送信されることとなります。

しかしながら、改正後の省令では、テレビ電話を使用した場合のみに、認証した定款データを「電気通信回線により囑託人に送信してすることができる」と定めており、テレビ電話を使用しなかった場合には、認証した定款データを記録したCD等を「囑託人に交付してするものとする」と定めています（第9条第8項）。したがって、テレビ電話を使用しなかった場合には、認証のために公証役場に來た囑託人等にC

D等を交付する取扱いが必要なことは、従前どおりです。

イ 面識のある嘱託人

面識のある嘱託人についても、テレビ電話の性質に鑑み、身分証明書等の提示を求めて、データを保存することになりますので、御了承ください。

第5 テレビ電話による認証に付随する手続

1 手数料の徴収

テレビ電話による認証が決まった段階で、公証人から、嘱託人に対し、直ちに認証手数料（申告受理及び認証証明書の送料を含む。）及び振込先（口座番号等）をそのメールアドレスに送信して通知します。そして、認証当日は、これらの手数料等の振込みが確認された段階で、認証行為を行うこととなります。

多くの公証役場では、嘱託人からの手数料の振込みを瞬時に確認することができるようにするため、インターネット・バンキングの口座を開設することにしてあります。

2 同一の情報の提供の書面の取扱い

テレビ電話を使用した場合には、嘱託人は、公証役場に行かなくても、公証人が認証した定款データを自らのパソコンで受け取り、このデータをCD等の電子媒体に記録して法務局に提出し、登記申請をすることが可能となります。その結果、嘱託人にとって、同一の情報の提供の書面は、必要がないこととなります。そもそもテレビ電話による電子認証は、手続の迅速化とペーパーレス化を目指すものであり、嘱託人が同一の情報の提供の書面を請求することは、ある意味これに逆行するものであって、想定していないといえることができます。

なお、従前どおり、法務省の登記供託オンライン申請システムからオンライン申請をしてもらい、本人又はその代理人等が申請後に公証役場に来られれば、同一の情報の提供の書面（いわゆる紙の謄本）を交付することができます。改正後の省令も、この点の定め（第16条、第17条）には変更がなく、郵送による交付は、考えられていません。

3 申告受理及び認証証明書の取扱い

嘱託人から、申告受理及び認証証明書の郵送を求められた場合は、郵送の実費をインターネット・バンキング等の口座に振り込んでもらうなどして徴収した上で、嘱託人に申告受理及び認証証明書を郵送して交付します。

申告受理及び認証証明書は、個人情報を含む資料を添付した

ものであるので、レターパックにより郵送することが望ましいといえますが、嘱託人が普通郵便による郵送を希望した場合には、普通郵便で郵送することも行います。

また、嘱託人から、申告受理及び認証証明書を発起人等宛てに郵送してほしいと言われた場合には、発起人等宛てに郵送します。

第6 ホームページの開設と予約申込みシステムの導入

1 ホームページの開設

これまでホームページのない公証役場もありましたが、利用者の便宜を図るために、平成31年3月29日までに、全国の全ての公証役場において、ホームページを開設することにしました。

2 予約申込みシステムの導入

利用者の便宜を図るために、平成31年3月29日までに、全国の全ての公証役場において、そのホームページ上に、予約申込みシステムを導入することにしました。

予約申込みシステムの対象は、全ての電子定款（テレビ電話の利用の有無を問いません。）及び電子私署証書の認証日の予約です。したがって、相談日の予約、紙定款及び紙の私署証書の認証日の予約、公正証書の作成日の予約等は、いずれも対象外となります。

本説明メモ中の解釈運用については、関係各省庁の了解を得ているものではなく、今後、変更されることもあり得ますので、御留意ください。

(別紙)

P D F イ メ ー ジ 図

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社〇〇と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

(定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項は、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社〇〇を設立するため、発起人の定款作成代理人である司法書士甲野太郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成31年〇月〇〇日

発起人 乙 野 二 郎

上記発起人の定款作成代理人

司法書士 甲 野 太 郎 電子署名

- 7 -

委 任 状

住所 東京都中央区日本橋〇丁目〇番〇号

氏名 司法書士 甲 野 太 郎

私は、上記の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

- 1 株式会社〇〇の定款を本定款のとおり作成する件
- 2 上記会社の設立のために電磁的記録であるその原始定款を作成し、指定公証人の認証を受ける嘱託手続に関する一切の件
- 3 書面による同一の情報の提供の請求及び受領に関する件

平成31年〇月〇〇日

発起人住所 東京都江東区木場〇丁目〇番〇号

発起人氏名 乙 野 二 郎 電子署名

